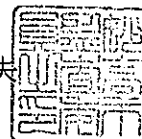


妙高市監査委員告示第 5 号

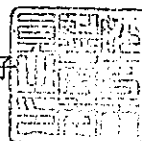
妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和元年10月31日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫



妙高市監査委員 横 尾 祐 子



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 特定非営利活動法人スポーツクラブあらい、生涯学習課
指定管理：新井総合公園（全施設。但し、新井総合公園体育館のみ、
平成31年4月1日から令和元年6月30日までの分
を対象とする。）、
水夢ランドあらい、新井グリーンスポーツセンター、
新井テニスコート、新井ペタンクコート、
妙高市総合体育館、新井運動公園
※所管課の事務を含む
- 3 監査の範囲 平成29年度、平成30年度
公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 令和元年7月1日 ～ 令和元年10月30日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。

7 監査の日程

- (1) 書類審査 令和元年7月25日～令和元年9月6日
- (2) 事情聴取 令和元年9月27日

8 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

■指定管理の概要は次のとおりである。

【共通事項】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成26年4月1日から平成30年3月31日まで、及び平成30年4月1日から令和4年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
 - ・ 体育施設の使用及びその制限等に関する業務
 - ・ 体育施設の使用料の徴収等に関する業務
 - ・ 体育施設の管理運営に関する業務
 - ・ 体育施設及び附属設備の維持管理に関する業務 他

【新井グリーンスポーツセンター】

●施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字高柳934番地
建物概要	鉄筋造1階建 敷地面積：4,131.00㎡、建築面積：1,444.24㎡
施設概要	アリーナ（床面構造：砂入り人工芝）、管理室、ミーティングルーム

【新井総合公園】

●全体面積

325,000.00㎡

●主な施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市錦町2丁目	
(番地)	2091番地	2130番地1
名称	野球場	テニスコート
敷地等概要	敷地面積：17,755.00㎡ グラウンド面積：12,206.00㎡	敷地面積：2,870.00㎡
施設概要	野球場、夜間照明設備、電光カーブ付スコアボード、本部及び審判員室 他	全天候型（4面）、夜間照明設備

所在地	妙高市大字新井	
(番地)	2200番地	2214番地
名称	陸上競技場(四種公認)	屋外球技場
敷地等概要	敷地面積: 23,080.00㎡	敷地面積: 10,750.00㎡
施設概要	400mトラック9コース、全天候ウレタン舗装、クロスカントリースキー練習コース 他	ロングパイル人工芝グラウンド、トレーニングスペース
所在地	妙高市大字上中	
(番地)	205番1	
名称	体育館	
建物等概要	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積: 5,873.75㎡ 建築面積: 1,102.40㎡	
施設概要	アリーナ(バレーボールコート1面)、多目的室、管理棟 他	

【新井運動公園】

●全体面積

40,000.00㎡

●主な施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市白山町4丁目	
(番地)	1番30号	1番31号
名称	水夢ランドあらい	妙高市総合体育館
建物等概要	鉄筋造2階建 敷地面積: -㎡ 建築面積: 2,011.00㎡	鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建 敷地面積: 35,422.68㎡、 建築面積: 2,877.26㎡
施設概要	25m×6コース(日本水泳連盟公認)、幼児プール、ミーティングルーム、トレーニングルーム、事務室 他	アリーナ(バスケットボールコート2面)、研修室、トレーニングルーム 固定観覧席544席、会議室、武道場(柔道場、剣道場各1面)事務室 他
所在地	妙高市白山町4丁目	
(番地)	1415番地4	1415番地4
名称	新井ペタンクコート	新井テニスコート
敷地等概要	-	敷地面積: 1,600.00㎡
施設概要	ペタンクコート8面	グリーンサンドコート2面、運動公園用具庫(33㎡)

※上記の施設概要は当該施設に係る「体育施設の管理に関する基本協定書」より転記。